

V-3 運転免許

日本で自動車やバイクを運転するときには、運転免許が必要です。運転するときには、必ず免許証を携帯し、車検証を車両に積まなければいけません。

1. 国際免許

ジュネーブ条約を結んでいる国が発行している国際免許証を使って日本で運転できます。ただし、日本に来てから1年間または国際免許の有効期間のどちらか短い期間だけです。国際免許証は日本で更新手続きはできません。1年以上日本に住む場合は、日本の免許に切替えて下さい。

2. 外国免許の切り替え

あなたが有効な外国の免許を持っていて、かつ、その国の免許をとってから合計して3ヶ月以上滞在（出入国の証印のあるパスポート等、滞在期間を証明する資料が必要となります。）していれば、運転免許試験の決められた科目のうち、一部の試験を受けないで、あなたが持っている種類の日本の免許をとることができます。申請は日本での住所地（滞在先を含む。）を管轄する公安委員会です。大阪であれば、門真運転免許試験場又は光明池運転免許試験場となります。手続きは、書類審査と会話による質問のあと、運転について必要な知識の確認や技能の確認を行い、運転することに問題がないと認められた場合には、免許試験の一部（学科試験、技能試験）を受けないでよくなります。

必要書類は、

1. 外国の運転免許証（交付日の記載がない場合等には、免許の経歴証明が必要です。）
2. 外国の運転免許証の表裏のコピー
3. 外国の運転免許証の日本語による翻訳証明書（取得国在日領事館または日本自動車連盟（JAF）で翻訳したもの）
4. パスポート（更新している場合は古いパスポートも持っていくこと。）
5. パスポートのコピー
6. 国籍が記載された住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない場合は、パスポートなどと免許申請する住所に滞在していることを証明する書類）
7. 写真1枚（6カ月以内に撮った写真で、縦3cm×横2.4cm、帽子なし、前を向いた、胸から上の写真で、後ろに何も写っていない写真）
8. 筆記具（黒又は青色のボールペン）
9. 手数料

日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシャ語、ロシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語から選べます。詳しくは、門真運転免許試験場もしくは光明池運転免許試験場にお問い合わせください。

3. 日本の運転免許の新規取得

日本で新しく運転免許をとるには、次の2つの方法があります。

- 運転免許試験場で適性検査、学科試験及び技能試験を受験。合格後、取得時講習を受講する。
- 自動車運転の教習所に通い、内部の技能試験に合格してから卒業後運転免許試験場で、適性検査及び学科試験を受験し合格する。教習所の費用は20万円から30万円程度です。

運転免許試験場

門真運転免許試験場

門真市一番町23番16号

- 京阪電車「古川橋」駅→京阪バス「免許試験場」
- 京阪電車「古川橋」駅から歩いて約20分（約1.5キロメートル）

☎ 06-6908-9121

光明池運転免許試験場

和泉市伏屋町5丁目13番1号

（泉北高速鉄道「光明池」駅から歩いて約5分（約400m））

☎ 0725-56-1881

4. 外国免許の翻訳

外国免許の翻訳は日本自動車連盟（JAF）が有料で行っています。英語の話せるスタッフがいる時もあります。翻訳を頼む時、必要な書類は有効期限内の外国の運転免許証です。

日本自動車連盟関西本部大阪支部（JAF）

茨木市中穂積2-1-5（JR茨木駅下車徒歩約19分）

☎ 072-645-1300

URL <http://www.jaf.or.jp/inter/index.htm>

5. 日本での運転ルール

日本自動車連盟（JAF）が英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、ハンガール語の書籍「交通の教則」

（Rules of the Road）を有料で販売しています。

URL <http://www.jaf.or.jp/inter/manual/index.htm>